

第4次 いちのせき男女共同参画プラン具体的施策 令和6年度事業実績及び令和7年度事業計画

| 基本目標 | 施策の方向 | 具体的施策(大区分) | No. | 具体的施策 | No. | 事業名 | 事業の概要 | 令和6年度事業実績 | R6新規・拡充 | 令和7年度事業計画 | R7新規・拡充 | 主管課 | | |
|---------------------------|-----------------------|---------------------------------------|-------------------------|---------------------------------------|--|--|--|--|---|--|--|---|--------|---------|
| 1 男女共同参画の視点に立った意識改革の促進 | 1-1 男女共同参画の意識を高める。 | ①学校での教育の充実と発達段階に応じた性にに関する指導や思春期事業等の充実 | 1(1) ①-1 | 学校における人権、男女共同参画などに関する教育の推進 | 1 | 学校教育における人権等の指導 | ・市内の各小中学校において、道徳の時間を中心に人権や男女平等に係る学習を進める。 ・各小中学校において保健体育や特別活動の授業を通じて、男女の違いと協力、母性保護に係る学習を行う。 | ・市内の各小中学校において、互いに尊重し合いながら学校生活を送るとともに、令和6年度「男女共同参画週間」について周知の上、道徳や特別活動を中心に人権や男女平等に係る学習を進めることができた。 | | ・市内の各小中学校において、互いに尊重し合いながら学校生活を送るとともに、道徳や特別活動を中心に人権や男女平等に係る学習を進める。 | | 学校教育課 | | |
| | | | 1(1) ①-2 | 思春期相談事業の実施 | 3 | 思春期保健事業 | ・小中学校児童生徒を対象とした講演会等を開催する。 | ・思春期の発達状況を理解し、適切な対応ができるように思春期保健講演会を開催した。 ・思春期講演会 21回実施 一関:12校,花泉:2校,大東:1校,千厩:1校,東山:1校,室根:1校(2回),川崎:1校,藤沢:1校 | ・小中学校児童生徒を対象とした講演会等を開催する。 | | ・小中学校児童生徒を対象とした講演会等を開催する。 | | こども家庭課 | |
| | | ②各世代での男女共同参画に関する啓発 | 1(1) ②-1 | 市民センターなどにおける男女共同参画に関する講座の実施 | 4 | 市民センター等事業 | ・市民センター所長会議の中で男女共同参画推進に係る事業説明を行う。 ・男女共同参画の視点を取り入れた事業を実施する。 | ・社会教育関係職員等研修会(市民センター職員)のテーマを男女共同参画とし開催した(男女共同参画に係る職員研修会と併催)。 実施日:2月12日 講師:岩手県男女共同参画センター センター長 山屋理恵氏 演題:男女共同参画と地域づくり 参加者 市民センター職員 35名,市職員129名 ・市民センター共通取組のテーマを男女共同参画とし、各市民センターにおいて取り組んだ。 | 拡充 | ・各会議、研修などの機会に男女共同参画推進に係る事業説明を行う。 ・男女共同参画の視点を取り入れた事業を実施する。 ・前年度に引き続き、市民センター共通取組のテーマを男女共同参画とし、各市民センターにおいて取り組む。 | | いきがいきり課 | | |
| | | | 1(1) ②-2 | 若者世代向け男女共同参画に関する講座や研修等の実施 | 5 | 新採用職員研修事業 | ・新採用職員研修時に勤務、休暇制度の説明と合わせ男女共同参画の意識啓発を図る。 | ・新採用職員研修時に、勤務、休暇制度の説明と合わせ男女共同参画の意識啓発を図った。 実施日 4月2日 参加者51人 | ・新採用職員研修時に、勤務、休暇制度の説明と合わせ男女共同参画の意識啓発を図る。 | | ・新採用職員研修時に、勤務、休暇制度の説明と合わせ男女共同参画の意識啓発を図る。 | | 職員課 | |
| | | | 6 | 市民向け事業 | ・男女共同参画に関する各種講演会、セミナー等を開催し、意識啓発を実施する。 | ・一関市男女共同参画講演会を開催した。 実施日:3月2日 参加者:31人 講師:男女共同参画落語創作・口演家 千金亭値千金氏 演題:今さら聞けない男女共同参画 | ・男女共同参画に関する講演会、セミナーを開催する。 | | いきがいきり課 | | | | | |
| | | 1(1) ②-3 | 高等学校などにおける男女共同参画出前講座の実施 | 7 | 出前講座 | ・学校や民間企業、地域団体などでの出前講座の実施について打診し、講座を開催する。 | ・男女共同参画に関する出前講座を開催した(4件)。 講師:岩手県男女共同参画センター センター長 山屋理恵氏(1件) 講師:一関市男女共同参画を推進する会 会長 佐藤広徳氏(3件) | ・学校や企業、地域団体等を対象に、出前講座を実施する。 | | いきがいきり課 | | | | |
| | | ③地域団体や民間団体等と連携した取組の促進 | 1(1) ③-1 | 地域団体(自治会など)や民間団体などにおける男女共同参画意識啓発講座の実施 | 8 | 市民センター等事業(再掲) | — | — | — | 1(1)②-1(再掲) | | いきがいきり課 | | |
| | | | 9 | 農業団体等への男女共同参画推進に関する取り組みの要請 | ・農業団体等に対して女性が主体となった事業の取り組みを要請する。 | ・女性農業団体などが交流を兼ね行う視察研修を支援した。 一関生活研究グループ連絡協議会 1回 | ・女性農業団体が交流を兼ね行う視察研修を支援する。 | | 農政推進課 | | | | | |
| | | | 1(1) ③-2 | 企業などにおける男女共同参画出前講座、各種研修会等の実施 | 10 | 出前講座(再掲) | — | 1(1)②-3(再掲) | | 1(1)②-3(再掲) | | いきがいきり課 | | |
| | | 11 | 医療・介護人材確保事業 | ・介護従事者向け研修や介護事業所との意見交換会を開催する。 | ・介護従事者向け研修や介護事業所へのアンケートを実施した。 ・介護従事者向け研修 12月11日開催 参加者 会場:34人 WEB:48人 | ・介護従事者向け研修や介護事業所との意見交換会を開催する。 | | 長寿社会課 | | | | | | |
| | | ④男女共同参画サポーター等の活動支援 | 1(1) ④-1 | 男女共同参画サポーターや関係団体との連携及び活動支援 | 12 | 男女共同参画サポーター活動支援 | ・サポーター養成講座への派遣のほか、「一関市男女共同参画を推進する会」を支援する。 | ・男女共同参画推進連携会議を開催した。 実施日:11月26日 内容:いわて男女共同参画サポーターとの意見交換 ・いわて男女共同参画サポーター養成講座への参加を周知した。新規認定2名 ・市民センター共通取組のテーマを男女共同参画としたことに伴い、一関市男女共同参画を推進する会と連携し取り組んだ。 | 拡充 | ・男女共同参画推進連携会議を開催し、意見の聴取や情報交換を行う。 ・いわて男女共同参画サポーター養成講座への参加を周知する。 ・前年度に引き続き、市民センター共通取組のテーマを男女共同参画としたことに伴い、一関市男女共同参画を推進する会と連携し取り組む。 | | いきがいきり課 | | |
| | | ⑤男女共同参画に関する情報発信、市民意識調査の実施 | 1(1) ⑤-1 | 男女共同参画に関する各種情報の収集・提供 | 13 | 各種情報の収集・提供 | ・国・県等の男女共同参画の施策、事業に関する情報収集を行い、ホームページで紹介する。 | ・各ポスターの掲示、パンフレット等の配布並びにホームページへの掲載を行った。 | ・ポスター掲示、パンフレット配布並びにホームページへの掲載を行う。 | | | | | |
| | | | 14 | 男女共同参画週間啓発事業 | ・国の男女共同参画週間(6月23日~29日)に合わせ、啓発事業を実施する。 | ・一関図書館において、男女共同参画に関するパネル展示及び関連図書企画展を実施した。(6月15日~30日) | ・本庁正面玄関ロビーにおいて、男女共同参画に関するパネル展示を実施する。(6月23日~30日) | | | | | | | |
| | | | 15 | 広報誌やホームページを通じた意識啓発活動 | ・広報、ホームページ等で国・県・市の男女共同参画に関する施策、事業を紹介する。 | ・市ホームページに男女共同参画市民意識調査の結果と男女共同参画プラン具体的施策について掲載した。 ・二十歳のつどいのPRコーナーで男女共同参画について周知した。 | ・市ホームページに男女共同参画市民意識調査の結果と男女共同参画プラン具体的施策について掲載する。 ・二十歳のつどいのPRコーナーで男女共同参画について周知する。 | | | | | | | |
| | | | 1(1) ⑤-2 | 市民意識調査の実施 | 16 | アンケート調査の実施 | ・アンケート調査を実施する。 | ・市民意識調査を実施した。(2/14~3/7) 発送数:1,558人 回答数:503人(回答率32.3%) | ・市民意識調査を実施する(9月頃) | | | | | |
| | | 2 個性を尊重し、能力を認め合うことができる社会の構築 | 2-1 個性と能力を認め合う | ①固定的な役割分担意識の解消 | 2(1) ①-1 | 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発 | 17 | 女性キャリアアップ支援事業 | ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の取組や支援制度を紹介するセミナーを開催する。 | 女性活躍推進セミナー実施事業において下記セミナーを開催した。 ・「女性キャリアアップセミナー」 対象:若手・中堅の女性社員等 実施日:11月21日 参加者:19人 ・「誰もが活躍できる職場づくり」 対象:経営者、管理者等 実施日:12月10日 参加者:14人 ・「就労者のためのキャリアプランニング講座」 対象:経営者、管理者、若手・中堅の女性社員等 実施日:2月28日 参加者:24人 | | 女性や若者が活躍できる職場づくりを促進するため、若手や中堅社員、経営者等を対象としたセミナー等を実施する。 ・女性や若者等が活躍するためのセミナーの開催 ・若手・中堅社員向けキャリアアップセミナーの開催 ・働く女性の意識向上促進事業費補助金 | | 商政・労政課 |
| | | | | | 2(1) ①-2 | 地域団体(自治会など)や民間団体などにおける男女共同参画出前講座の実施(再掲) | 18 | 出前講座(再掲) | — | 1(1)②-3(再掲) | | 1(1)②-3(再掲) | | いきがいきり課 |
| | | | | | 2(1) ①-3 | 企業などにおける男女共同参画出前講座、各種研修会などの実施(再掲) | 19 | 市民センター等事業(再掲) | — | 1(1)②-1(再掲) | | 1(1)②-1(再掲) | | |

| 基本目標 | 施策の方向 | 具体的施策(大区分) | No. | 具体的施策 | No. | 事業名 | 事業の概要 | 令和6年度事業実績 | R6新規・拡充 | 令和7年度事業計画 | R7新規・拡充 | 主管課 | |
|------|------------------|---------------------|--------------------------------|--|---|--|---|---|---|--|--|-----------|---------|
| | ②個性の尊重と多様性への理解促進 | | 2(1)②-1 | 市民センターなどにおける個性の尊重や多様性理解に関する講座の実施 | 20 | 出前講座(再掲) | — | 1(1)②-3(再掲) | | 1(1)②-3(再掲) | | いきがいきづくり課 | |
| | | | | 市民センター等事業(再掲) | 21 | — | 1(1)②-1(再掲) | | 1(1)②-1(再掲) | | | | |
| | | | | 市民向け事業(再掲) | 22 | — | 1(1)②-2(再掲) | | 1(1)②-2(再掲) | | | | |
| | | | 2(1)②-2 | 障がい者理解に関する事業の実施 | 一関市障がい者福祉まつり | 23 | ・健常者と障がい者の交流を通じて相互理解の促進と障がい者福祉の推進を図る。 | ・障がい者福祉まつりを開催し健常者と障がい者の交流を通じて相互理解の促進と障がい者福祉の推進を図った。 ・開催日:10月6日 ・場所:サン・アビリティーズ一関、一関武道館 | ・障がい者福祉まつりを開催し健常者と障がい者の交流を通じて相互理解の促進と障がい者福祉の推進を図る。 | | ・障がい者福祉まつりを開催し健常者と障がい者の交流を通じて相互理解の促進と障がい者福祉の推進を図る。 | | 福祉課 |
| | | | | | みんなのスポーツ競技会 | 24 | — | ・体育協会主催の「みんなのスポーツフェスタ」へスポーツ推進委員を派遣した。(第1回16人、第2回12人) | ・障がいの有無に関わらず誰でも参加できるスポーツのイベントへスポーツ推進委員を派遣する。 | | ・障がいの有無に関わらず誰でも参加できるスポーツのイベントへスポーツ推進委員を派遣する。 | | スポーツ振興課 |
| | | | 2(1)②-3 | 多様性を尊重した環境整備の推進 | いちのせきパートナーシップ宣誓制度 | いちのせきパートナーシップ宣誓制度 | 25 | ・戸籍上の性別を問わず、お互いを人生のパートナーとし、宣誓した方々を市が対外的に証し、応援する。 | ・パートナーシップ宣誓制度利用者の転入時の手続きの緩和に向け、制度を導入している県内市町村との連携を実施した。 | ・制度の周知に努めるとともに、対象範囲の拡大を検討する。 ・パートナーシップ宣誓制度を導入している県内市町村と連携する。(9市町) | いきがいきづくり課 | | |
| | | | | | | パートナーシップ宣誓制度に係る市営住宅への入居支援 | 26 | ・パートナーシップ宣誓制度を行った人を対象に、市営住宅および特定公共賃貸住宅の入居対象者として拡充する。 | ・市HPで制度を周知した。(通年) | ・市HPで制度を周知する。(通年) | | | |
| | | | | | | 税務証明書の申請手続きの簡略化 | 27 | ・パートナーシップ宣誓制度を行った同居人を対象に、税務証明書の申請手続きを簡略化する。 | ・行政手続きに係る性別記載欄の見直し方針により見直しを行った。 実施済:性別記載欄削除20件、男女以外の選択肢を追加1件 | ・各担当課において、引き続き見直しを進める。 令和7年度以降(予定):性別記載欄削除25件、性別自由記載方式に変更5件 | | | |
| | | | | | | 各種申請書の性別欄廃止 | 28 | ・人権尊重や性的マイノリティなど性の多様性に配慮し、申請書など行政文書における性別記載欄の見直し(廃止)を進める。 | | | | | |
| | | | 2(1)③-1 | 国際交流団体などとの連携による多文化共生事業の実施 | 多文化共生事業 | 多文化共生事業 | 29 | ・多文化共生社会の形成を推進するため、市民を対象とした講演会やワークショップを開催する。 | ・多文化共生事業については、市直営で「外国人チームでの一関夏まつり手踊り参加」を行ったほか、一関市国際交流協会に委託し、外国の異なる文化や生活に対する関心を高め、理解を促すことを目的としたワークショップを1回開催した。 | ・多文化共生社会の形成を推進するため、市民を対象とした講演会やワークショップを開催するほか、在住外国人を対象とした生活に関するオリエンテーション事業を実施する。 | 拡充 | | |
| | 中学生海外派遣事業 | 30 | | | | ・国際姉妹都市との相互理解と友好を深めるとともに次代を担う人材を育成するため、市内の中学生を国際姉妹都市であるオーストラリア・セントラルハイランズ市へ派遣する。 | ・中学生英語の森キャンプにおいて、セントラルハイランズ市の中学生とオンラインで交流した。 実施日:3月19日 参加者39人 | ・国際姉妹都市との相互理解と友好を深めるとともに次代を担う人材を育成するため、市内の中学生を国際姉妹都市であるオーストラリア・セントラルハイランズ市へ派遣する。 | 交流推進課(いきがいきづくり課) | | | | |
| | 一関市国際交流協会補助金 | 31 | | | | ・一関市国際交流協会が実施する市民の国際化意識の醸成、国際理解の推進、多文化共生社会の形成などを目的とした事業及び協会の運営に要する経費に対し補助する。 | ・一関市国際交流協会が実施する市民の国際化意識の醸成、国際理解の推進、多文化共生社会の形成などを目的とした事業及び協会の運営に要する経費に対して補助した。 | ・一関市国際交流協会が実施する市民の国際化意識の醸成、国際理解の推進、多文化共生社会の形成などを目的とした事業及び協会の運営に要する経費に対し補助する。 | | | | | |
| | 一関市国際交流活動支援補助金 | 32 | | | | ・国際化の促進および多文化共生のまちづくりの推進のため、国際交流または多文化共生の推進を図ることを目的とした事業に対し、補助金を交付する。 | ・国際化の促進および多文化共生のまちづくりの推進のため、日本語教室2件、外国からの招へい事業1件に対して補助金を交付した。 | ・国際化の促進および多文化共生のまちづくりの推進のため、国際交流または多文化共生の推進を図ることを目的とした事業に対し、補助金を交付する。 | 新規 | 交流推進課 | | | |
| | 2(1)③-2 | 多言語による市政情報の発信 | 33 | ・多言語による市政情報を発信する。 市勢要覧、市ホームページ、市民生活ガイドブック | ・市勢要覧(英語版)の発行(500部) ・市ホームページを自動翻訳で提供(英語、中国語、韓国語) ・市ホームページにおいてやさしい日本語への変換機能を搭載した | ・市勢要覧(英語版)の発行 ・市ホームページを自動翻訳で提供(英語、中国語、韓国語) ・市ホームページにおいてやさしい日本語への変換機能を搭載 | | 広聴広報課 | | | | | |
| | ④人権教育の充実 | 2(1)④-1 | 学校における人権、男女共同参画などに関する教育の推進(再掲) | 人権啓発活動地方委託事業 | 34 | ・人権尊重の意識を身につけることを目的に市内中学校に花苗を配付する「人権の花運動」を実施する。 | ・人権擁護委員が市内中学校5校へ花苗を配布することにより、生徒が人権の花を育てることを通じて、命の大切さ、人権尊重の啓発を図った。 | ・市内中学校6校へ人権擁護委員による花苗を配布する。 | 市民課 | | | | |
| | | | | 学校教育における人権などの指導(再掲) | 35 | — | ・「男女共同参画に関する小学生向けの副教材」を送付するとともに活用を周知した。 | ・「男女共同参画に関する小学生向けの副教材」等を送付するとともに活用を周知する。 | 学校教育課 | | | | |
| | | | | 学校教育における性差等の指導(再掲) | 36 | — | ・「学校における男女共同参画研修」(オンライン)を周知した。 | ・「学校における男女共同参画研修」(オンライン)を周知する。 | | | | | |
| | 2-②女性の活躍支援 | ①政策や方針決定過程への女性の参画拡大 | 2(2)①-1 | 各種団体などの女性の参画拡大に関する取組の要請 | 37 | — | 1(1)②-3(再掲) | | 1(1)②-3(再掲) | | いきがいきづくり課 | | |
| | | | | 女性委員登用の啓発 | 38 | ・一関市審議会等委員への女性の参画促進指針を各課等に通知し、女性委員の登用拡大を図る。 ・民間企業等へ女性委員推薦を要請する。 | ・一関市審議会等委員への女性の参画促進指針を各課に通知した(6月) | ・一関市審議会等委員への女性の参画促進指針を各課に通知する(6月12日付けで通知済) | | 各課 いきがいきづくり課 | | | |
| | | | 2(2)①-2 | 市の各種審議会などの委員構成の見直し | 39 | ・各種審議会の更新の際に委員構成の見直しを検討する。 | ・令和6年度防災会議委員の委嘱にあたり、女性委員比率を高めるため委員構成の検討を行い、新たに女性団体や一関市男女共同参画を推進する会の会員を委員に委嘱することとした。(令和5年度11.8%(4人)→令和6年度34.3%(12人)) | ・各種審議会の更新の際に委員構成の見直しを検討する。 | | 防災課 各課 | | | |

| 基本目標 | 施策の方向 | 具体的施策(大区) | No. | 具体的施策 | No. | 事業名 | 事業の概要 | 令和6年度事業実績 | R6新規・拡充 | 令和7年度事業計画 | R7新規・拡充 | 主管課 | |
|---------|------------------------|-----------|----------------|---|--|---|---|--|--|---|--|--------------------------------|--------------|
| | | | 2(2)①-3 | 市の審議会における公募委員制や人材バンク(まちづくりスタッフバンク)の積極的な活用 | 40 | 一関市まちづくりスタッフバンク | ・市民センター及び広報紙を通じて、制度の周知と登録者の募集を行う。特に女性の登録者を増やす取組を進める。 | ・市のホームページを通じて、制度周知と登録者の募集を行った。また、市が主催する会議において制度の周知を行い、女性の登録につながるようPRを行った。 | | ・広報誌や市のホームページにより制度の周知と登録者の募集を行う。特に女性の登録者を増やす取組を進める。 | | 各課 まちづくり 推進課 | |
| | | | | | | 41 | 女性活躍会議の開催 | ・市長が女性活躍を体現していると考える人に直接話を聴き、女性の活躍に関するアイデアやヒントをもらい、施策に反映させる。 | ・女性活躍会議を開催し、意見を施策へ反映させた。 女性活躍会議の開催 4回 意見を参考とした令和6年度事業(女性活躍推進セミナー実施等事業、女性にやさしい職場環境整備事業費補助金、農産物魅力発信人材育成事業) | | ・女性活躍会議を開催し、意見を施策へ反映させる。 | | 女性活躍 推進室 |
| | | | | | | 42 | 職員研修事業 人事異動 | ・公平な能力開発機会を付与する。 ・長期派遣研修時の家庭事情への配慮を行う。 ・女性職員の積極的な登用を行う。 | 1(1)②-1(再掲) | ・職員を対象とした男女共同参画市職員研修を実施する。 | | いきがいき くり課 | |
| | | | 2(2)①-4 | 市職員の性別にとらわれない能力開発や、能力・適性を重視した職員の登用推進 | 43 | 43 | 同上 | ・職員研修体系においては、男女の区分を特に設けることなく、公平な能力開発の機会を付与している。 ・中長期的な視点で女性管理職を育成するため、女性職員の意欲や能力を重視し、積極的な登用を図ることを人事異動方針として掲げ、管理監督職への登用を進めた。(令和6年度の女性管理職の割合は28.5%) | | ・職員研修体系においては、男女の区分を特に設けることなく、公平な能力開発の機会を付与する。 ・女性職員の積極的な登用を図ることを人事異動方針として掲げ、管理監督職への登用を進める。 | | 職員課 | |
| | | | | | | 44 | 男女共同参画サポーター養成講座などへの派遣 | ・岩手県が主催する男女共同参画サポーター養成講座の受講を促す。 | ・養成講座受講者への参加を周知した。 新規認定 2名 | | ・養成講座受講者への参加を周知する。 | | いきがいき くり課 |
| | | | | | | 45 | 女性リーダー交流・研修事業などの実施 | 市民向け事業、出前講座事業(再掲) | 1(1)②-2(再掲) 1(1)②-3(再掲) | 1(1)②-2(再掲) 1(1)②-3(再掲) | | いきがいき くり課 | |
| | | | 2(2)②-2 | 地域団体(自治会など)や民間団体などにおける男女共同参画意識啓発講座の実施(再掲) | 46 | 市民センター等事業(再掲) | — | 1(1)②-1(再掲) | 1(1)②-1(再掲) | | | | |
| | | | | | | 47 | 地域協働体や地域づくり団体、NPOなどに対する啓発 | ・会議や研修の席上で、方針決定過程での女性等の意見の反映について啓発を行う。 | ・関係団体を対象とした会議、研修の際に、方針決定過程への女性や若者等の参画を拡大するよう啓発を行った。 | | ・関係団体を対象とした会議、研修の際に、方針決定過程への女性や若者等の参画を拡大するよう啓発を行う。 | | まちづくり 推進課 |
| | | | | | | 48 | 企業などにおける男女共同参画出前講座、各種研修会の実施(再掲) | 雇用相談窓口の活用と周知 | ・無料職業相談所(工業労政課窓口)、ふるさとハローワーク(千厩支所)での雇用に関する相談時などの機会を活用して周知を図る。 | ・無料職業相談所及びふるさとハローワークでの相談時において、研修会等の情報提供を行った。 | | ・無料職業相談所、ふるさとハローワークでの周知を図る(通年) | |
| | | | 2(2)③-1 | 企業などにおける男女共同参画出前講座、各種研修会の実施(再掲) | 49 | 出前講座(再掲) | — | 1(1)②-3(再掲) | 1(1)②-3(再掲) | | | | |
| | | | | | | 50 | 一関商工会議所女性会の研修 | ・女性起業家・経営者等の交流・連携促進を図る。 | ・一関商工会議所女性会の研修会において交流促進を図った。 | | ・一関商工会議所女性会の研修会等において交流促進を図る。 | | 商政・労政 課 |
| | | | | | | 51 | 市内の障がい福祉関係法人に対する啓発 | ・事業所において、女性が意欲と能力を発揮できる職場の環境づくりを支援する。 | ・一関地区障害者地域自立支援協議会及び各部会(5月～2月)で、随時啓発を行った。 | | ・随時啓発を行う。 | | 福祉課 |
| | | | 2(2)③-2 | 一般事業主行動計画の促進及び周知 | 52 | 商工事業者などにおける家族労働条件改善のための啓発 | ・一般事業主行動計画策定に該当する事業者に対し計画の推進や「えるぼし認定」に向けた啓発を図る。 ・「いちのせき商工会議所ニュース」を通じて広報・啓発を図る。 | ・一関商工会議所が毎月発行している「いちのせき商工会議所ニュース」を通じて、労働条件改善等について事業所に対し広報・啓発を図った。 | | ・一関商工会議所が毎月発行している「いちのせき商工会議所ニュース」を通じて事業所に対し広報・啓発を図る。(通年) | | 商政・労政 課 | |
| | | | | | | 53 | 同上 | 女性活躍推進セミナー実施事業において下記セミナーを開催した。 ・「女性キャリアアップセミナー」(再掲) 対象:若手・中堅の女性社員等 実施日:11月21日 参加者:19人 ・「誰もが活躍できる職場づくり」(再掲) 対象:経営者、管理者等 実施日:12月10日 参加者:14人 ・「就労者のためのキャリアプランニング講座」(再掲) 対象:経営者、管理者、若手・中堅の女性社員等 実施日:令和7年2月28日 参加者:24人 | | 女性や若者が活躍できる職場づくりを促進するため、若手や中堅社員、経営者等を対象としたセミナー等を実施する。 ・女性や若者等が活躍するためのセミナーの開催(再掲) ・若手・中堅社員向けキャリアアップセミナーの開催(再掲) ・働く女性の意識向上促進事業費補助金(再掲) | | 商政・労政 課 | |
| | | | | | | 54 | いちのせき起業応援講座の実施 | ・起業を目指す女性などを対象とした講座を実施する。 | ・女性が参加しやすいよう、託児所を設けるなど環境を整備しながら起業応援講座を開催した。 | | ・女性や若者を対象とした起業応援講座を開催する。 | | 起業支援 室 |
| 2(2)③-3 | 女性などへの起業に関する講座や相談窓口の開設 | 55 | ビジネスサポート相談室の開設 | ・起業や経営改善、販路開拓などのビジネスに関する相談に応じる。 | ・女性や若者などをはじめ、起業や経営改善などの相談に応じる「ビジネスサポート相談室」を開設した。(4～3月、月2回)相談室開設8回 相談件数8件 | | ・女性や若者などをはじめ、起業や経営改善などの相談に応じる「ビジネスサポート相談室」を開設する。(4～3月、月2回) | | 起業支援 室 | | | | |
| | | | 56 | 情報提供の実施 | ・関連する制度や情報をHPへ掲載、企業訪問時の企業への情報提供等随時実施。 | ・企業訪問時にチラシを配布し企業への情報提供を行った。 | | ・関連する制度や情報について、企業訪問時に情報提供を行う。 | | 工業振興 課 | | | |
| | | | 57 | 起業を目指す女性や女性経営者等に対する支援 | ・新規就農ワンストップ相談窓口等により随時対応する。 | ・県立農業大学校、千厩高校において新規就農PRキャラバン隊を実施し、市の農業施策のPRを行った。(2回) ・新規就農ワンストップ相談窓口で相談対応を行った。 女性相談者数(R6年度末時点):2人 参考 相談者数(R6年度末時点):23人 | | ・関係機関と連携し、PRの強化と「相談者の掘り起しを行う。 新規就農PRキャラバン隊(2回) ワンストップ相談窓口開設(12回) | | 農政推進 課 | | | |
| | | | 58 | 一関商工会議所女性会の研修(再掲) | — | ・一関商工会議所女性会の研修会において交流促進を図った。 | | ・一関商工会議所女性会の研修会等において交流促進を図る。 | | 商政・労政 課 | | | |
| | | | 59 | 商工事業者などにおける家族労働条件改善のための啓発(再掲) | — | ・一関商工会議所が毎月発行している「いちのせき商工会議所ニュース」を通じて事業所に対し周知・啓発を図った。 | | ・一関商工会議所が毎月発行している「いちのせき商工会議所ニュース」を通じて事業所に対し周知・啓発を図る。(通年) | | 商政・労政 課 | | | |
| | | | 60 | 農村女性育成事業などの実施 | 農業団体等への男女共同参画推進に関する取り組みの要請(再掲) | — | 1(1)③-1(再掲) | 1(1)③-1(再掲) | | | | | |
| | | | 61 | 農村女性育成事業 | ・農産加工実習や各種研修会等への参加等、先進的な取り組みについて学習し実践に結び付ける機会を設ける。 | ・生活改善・研究グループなどと連携し、先進地視察1回や加工実習事業「地産地消費ようざづくり」を開催した。 | | ・農産加工実習や各種研修会等への参加等、先進的な取り組みについて学習し実践に結び付ける機会を設ける。 | | 農政推進 課 | | | |

| 基本目標 | 施策の方向 | 具体的施策(大区分) | No. | 具体的施策 | No. | 事業名 | 事業の概要 | 令和6年度事業実績 | R6新規・拡充 | 令和7年度事業計画 | R7新規・拡充 | 主管課 |
|---------------------|----------------------|---------------------------|-------------|--|-----|---------------------------|--|---|---------|---|---------|----------------|
| | | | | | 62 | 家族経営協定締結の促進・情報提供 | ・農業次世代人材投資事業交付金(旧青年就農給付金(経営開始型))夫婦型受給希望者や家族経営を行っている経営体に対し、働きかけを行う。 ・農業者年金加入推進活動時、農業委員・農地利用最適化推進委員と連携し、対象者に制度の周知を行う。 | ・該当者への働きかけを行うほか、協定書の作成支援を行った。 協定書の作成支援件数(R6年度末時点)210件 ・農業者年金の制度の説明をし加入推進を行った。 令和6年度の新規加入実績2件(うち1件が女性) | | ・該当者への働きかけを行うほか、協定書の作成支援を行う。 ・農業者年金加入推進活動時、農業委員・農地利用最適化推進委員と連携し、対象者に制度の周知を行う。 | | 農政推進課 農業委員会 |
| | | ④女性のキャリアサポートの充実 | 2(2) ④-1 | 女性の職業訓練・講習などの実施、情報提供 | 63 | 医療・介護人材確保事業(再掲) | — | 1(1)③-2(再掲) | | 1(1)③-2(再掲) | | 長寿社会課 |
| | | | | | 64 | 市内の障がい福祉関係法人に対する啓発(再掲) | — | 2(2)③-1(再掲) | | 2(2)③-1(再掲) | | 福祉課 |
| | | | | | 65 | 女性活躍推進セミナー実施等事業 | ・女性管理職の育成を目指すセミナーや女性が活躍するモデル事業による研修会などの開催に対し、支援する。 | 女性活躍推進セミナー実施事業において下記セミナーを開催した。 ・「女性キャリアアップセミナー」(再掲) 対象:若手・中堅の女性社員等 実施日:11月21日 参加者:19人 ・「誰もが活躍できる職場づくり」(再掲) 対象:経営者、管理者等 実施日:12月10日 参加者:14人 ・「就労者のためのキャリアプランニング講座」(再掲) 対象:経営者、管理者、若手・中堅の女性社員等 実施日:令和7年2月28日 参加者:24人 ・事業者が実施する「働く女性の意識向上」に資する研修会開催に要する経費に対し補助した。(1社) | | 女性や若者が活躍できる職場づくりを促進するため、若手や中堅社員、経営者等を対象としたセミナー等を実施する。 ・女性や若者等が活躍するためのセミナーの開催(再掲) ・若手・中堅社員向けキャリアアップセミナーの開催(再掲) ・働く女性の意識向上促進事業費補助金(再掲) | | 商政・労政課 |
| | | | | | 66 | 女性にやさしい職場環境整備事業費補助金 | ・女性の視点に立って事業所等の更衣室やトイレなどを改修する場合の経費に対し補助する。 | ・女性の視点に立って、事業所等の更衣室やトイレなどの改修に要する経費を補助した。 補助件数 16件 | | ・女性の視点に立って、事業所等の更衣室やトイレなどの改修に要する経費を補助する。 | | 商政・労政課 |
| | | | | | 67 | 女性起業家・経営者等の交流・連携促進 | ・県、JA等主催の研修会やセミナーへの参加を呼びかける。 | ・市のホームページへの掲載、ダイレクトメール等により、情報提供を行った。 | | ・随時研修会、セミナーの情報提供を行う。 | | |
| | | | | | 68 | いちのせき子育て農業者応援事業(R6事業名変更) | ・子育て農業者が出産・育児期間中も農業経営を維持することができるよう、アルバイト雇用に係る経費に対し支援する。 | ・女性農業者が出産・育児期間中も農業経営を維持することができるよう、アルバイト雇用に係る経費に対し支援した。 交付者数:3経営体 | 拡充 | ・子育て農業者(男女とも対象)が出産・育児期間中も農業経営を維持することができるよう、アルバイト雇用に係る経費に対し支援する。 | | 農政推進課 |
| | | | | | 69 | 女性のためのキャリアデザインセミナー | 岩手男女共同参画センターと共催で、女性のためのキャリアデザインや人生をいきいきと文むためのセミナーを開催する。 | ・岩手男女共同参画センターと共催で、女性のためのキャリアデザインや人生をいきいきと育むためのセミナーを開催した。(11月、12月) 参加者10名 | 新規 | 実施予定なし | | いきがいきづくり課 |
| | | | 2(2) ④-2 | 雇用相談や各種窓口でのキャリアサポートの実施 | 70 | 職員研修事業 人事異動(再掲) | — | 2(2)①-4(再掲) | | 2(2)①-4(再掲) | | 職員課 |
| | | | | | 71 | 雇用相談窓口の活用と周知(再掲) | — | 2(2)③-1(再掲) | | 2(2)③-1(再掲) | | 商政・労政課 |
| | | | | | 72 | 女性の認定農業者を増やすための認定申請への誘導支援 | ・関係機関と情報共有し、認定農業者になり得る女性農業者への働きかけを行う。 | ・女性農業者に対し、制度の説明等の働きかけを行った。 ・女性認定農業者数(R6年度末時点):36経営体(単独18人、夫婦等18人) 参考 認定農業者数(R6年度末時点):721経営体 | | ・農業経営指導員の巡回指導を通じた対象者の掘り起こしを行うとともに、農業経営改善計画の作成支援により認定農業者への誘導を図る。 | | 農政推進課 |
| | | ⑤防災分野における男女共同参画の推進 | 2(2) ⑤-1 | 女性の地域防災リーダーの育成 | 73 | 一関市防災指導員(AID)養成講習 | ・地域防災力向上における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災消防・防災セミナー指導者養成講座 | ・女性の参加に配慮した消防・防災セミナー指導者養成講座及び一関市防災指導員(AID)養成講習を開催し、自主防災組織のリーダーに必要な知識の普及を図った。 消防・防災セミナー指導者養成講座 時期:11月～12月、場所:一関・千蔵会場、修了者:30人 うち女性7人(累計1,114人うち女性151人) 一関市防災指導員(AID)養成講習 時期:10月～翌1月、場所:一関市総合防災センター、認定者:13人 うち女性4人(累計197人 うち女性22人) | | ・女性の参加に配慮した消防・防災セミナー指導者養成講座及び一関市防災指導員(AID)養成講習を開催し、自主防災組織のリーダーに必要な知識の普及を図る。 ・消防・防災セミナー指導者養成講座 時期:11月～12月 ・一関市防災指導員(AID)養成講習 時期:10月～翌1月 | | 防災課 |
| | | | 2(2) ⑤-2 | 男女共同参画の視点に立った災害に関する各種マニュアル及び防災環境などの見直し | 74 | 各種マニュアル等の見直し及び意識啓発 | ・男女共同参画の視点に立ったマニュアルの見直し及び意識啓発を図る。 | ・一関市防災指導員(AID)養成講習において男女共同参画の視点に立った防災について意識啓発を図った。 | | ・各種マニュアル等の見直しや意識啓発を図る。 | | 各課(課名) |
| 3 安心して生活できる環境づくり | 3-(1) 仕事と生活の調和の実現 | ①男性の家事・子育て・介護、地域社会等への参加促進 | 3(1) ①-1 | 男性の家事・子育て・介護などへの参加促進に向けた各種講座の開催 | 75 | 市民向け事業、出前講座(再掲) | — | 1(1)②-2(再掲) 1(1)②-3(再掲) | | 1(1)②-2(再掲) 1(1)②-3(再掲) | | いきがいきづくり課 |
| | | | | | 76 | シルバー人材センター運営費補助金 | ・高齢者の短期的、臨時的な就業機会の確保、提供による生きがいきづくりの支援のため、シルバー人材センターへ運営費補助金を交付する。 | ・高齢者の短期的、臨時的な就業機会の確保及び提供による生きがいきづくりの支援のため、シルバー人材センターへ運営費補助金を交付した。 | | ・高齢者の短期的、臨時的な就業機会の確保及び提供による生きがいきづくりの支援のため、シルバー人材センターへ運営費補助金を交付する。 | | |
| | | | | | 77 | シニア活動プラザ運営事業 | ・シニア世代の生きがいきづくりや社会参加・社会貢献活動の促進を図ることを目的に業務を委託する。 | ・シニア社会貢献支援事業を実施した。 ・シニア社会参加、社会貢献活動支援講演会参加者 64人 ・シニア相談支援 相談件数 53件 ・シニア団体育成支援 活動展示参加人数 約100人 健康長寿サポーターの派遣 派遣人数 10人 サロン世話人さんのパソコン講座 参加者 38人 ・シニア情報収集、発信 ・シニア関係機関団体との連携 シニアライフプラン講座 参加者 34人 | | シニア世代の生きがいきづくりや社会参加・社会貢献活動の促進を図ることを目的に業務を委託する。 | | 長寿社会課 |

| 基本目標 | 施策の方向 | 具体的施策(大区分) | No. | 具体的施策 | No. | 事業名 | 事業の概要 | 令和6年度事業実績 | R6新規・拡充 | 令和7年度事業計画 | R7新規・拡充 | 主管課 |
|------|-------|----------------------------------|---------|----------------------|-----|--|--|---|---------|---|---------|------------|
| | | | | | 78 | 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 | ・市老人クラブ連合会へ事業委託し、高齢者の生きがいづくりと健康づくりに資する事業を開催する。 | ・高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため、スポーツ大会や支えあい活動に係る業務を開催(委託)した。 ・囲碁将棋大会 33人 ・いきいきシニアスポーツ大会 ※地域ごとに実施(一関:44人、花泉:未報告、大東:81人、千厩:200人、室根:121人、川崎:140人、藤沢:200人) ・軽スポーツ大会 136人 ・高齢者趣味・創作展示会 出展者数152人 観覧者数528人 | | ・明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上を目的に業務を委託する。 | | |
| | | | | | 79 | 介護担い手育成事業 | ・介護に興味のあるシニア世代等を対象に介護の基本的知識と技術を習得する講座の開催する。 | ・介護に興味のあるシニア世代等を対象に介護の基本的知識と技術を習得する講座の開催した。 介護実践講座:受講者14人 介護体験セミナー:受講者11人(全1回開催) | | ・介護に興味のあるシニア世代等を対象に介護の基本的知識と技術を習得する講座の開催する。 | | |
| | | | | | 80 | 両親学級 | ・妊婦とその夫や家族を対象に、妊娠・出産・育児について学習する機会を設ける。 | ・妊婦とその夫や家族を対象に、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産・育児について学習する機会を設けた。 1教室2回コース(6教室12回実施) 参加者数(延人数) 妊婦:126人、夫:117人、家族1人、計244人 | | ・妊婦とその夫や家族を対象に、妊娠・出産・育児について学習する機会を設ける。 | | こども家庭課 |
| | | | 3(1)①-2 | 働き方改革に関する各種講座、研修会の開催 | 81 | 市民向け事業、出前講座 | — | 1(1)②-3(再掲) | | 1(1)②-3(再掲) | | いきがいきづくり課 |
| | | | 3(1)①-3 | 男性職員の育児・介護休暇取得の促進 | 82 | 職員への育児・介護休暇取得促進 | ・特定事業主行動計画及び次世代育成支援ハンドブックによる周知を行う。 | ・特定事業主行動計画及び「妊娠・出産・育児・介護と仕事の両立支援ハンドブック」を作成し、内部情報システムに掲示して職員に周知した。 | | ・特定事業主行動計画及び「妊娠・出産・育児・介護と仕事の両立支援ハンドブック」を改訂、周知を図るとともに、職員の育児・介護休暇取得促進に係る各種相談に対応する。 | | 職員課 |
| | | ②仕事と生活の調和を実現するための保育や子育て支援サービスの展開 | 3(1)②-1 | 各種イベントにおける託児サービスの実施 | 83 | 各種会議や事業における託児サービス検討の徹底 | ・常に、会議やイベントなどにおいて、子育て中の保護者などの対応として、託児サービスの導入について検討をする。 | ・乳幼児健診における託児サービスを実施した。 利用者数 17人 | | ・乳幼児健診において託児サービスを実施する。 | | 各課(こども家庭課) |
| | | | 3(1)②-2 | 地域子ども・子育て支援事業の実施 | 84 | 地域子ども・子育て支援事業 | ・利用者支援事業、延長保育事業、実費徴収に係る補足給付、放課後児童健全育成事業、乳児全戸訪問事業、養育支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業、妊婦健康健等の育児支援を行う。 | 【こども家庭課】(利用者支援事業)←新規事業 ・市こどもセンターを設置し、全てのこども・子育て世帯を対象に、関係機関と連携して、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、母子保健分野と児童福祉分野の一体的な支援を行った。 (地域子育て支援拠点事業) ・ふれあいひろばにおけるおやこ講座を開催した。8回開催 延参加者数179人 ・NPO法人への委託により、おやこ広場を開催した。(通年) 一関地域:251回開催 延利用者数4,003人 千厩地域:178回開催 延利用者数1,140人 (親子関係形成事業) 保護者がこどもの関わり方を学んだり情報交換をする場として、ペアレントトレーニングを年2回開催した。延参加者数14人 (乳児全戸訪問) 生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供などを行った。 (養育支援事業) 支援が必要な家庭に対し、保健師等が居宅を訪問し、養育に関する相談や助言指導等を行った。 | 新規 | (利用者支援事業)←新規事業 ・市内の保育施設等に相談機関を設置し、子育て世帯が身近な場所で相談しやすい環境を整備する(一関市地域子育て相談事業)。 (地域子育て支援拠点事業) ・ふれあいひろばにおけるおやこ講座を開催する。 ・NPO法人への委託により、おやこ広場を開催する。(通年) (親子関係形成事業) 保護者がこどもの関わり方を学んだり情報交換をする場として、ペアレントトレーニングを開催する。 (乳児全戸訪問) 生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供などを行う。 (養育支援事業) 支援が必要な家庭に対し、保健師等が居宅を訪問し、養育に関する相談や助言指導等を行う。 | 新規 | こども家庭課 |
| | | ③仕事と生活の調和を実現するための介護サービスの充実 | 3(1)③-1 | 介護に関する相談・支援事業の実施 | 85 | ・窓口での相談対応 | ・要介護者の家族からの相談に応じる際に相談者の仕事や生活に応じた対応を行う。 | ・要介護者の家族等からの相談に応じ、適切なサービス等を紹介することで、相談者の多様なニーズに対応した。 | | ・要介護者の家族等からの相談に応じ、適切なサービス等を紹介することで、相談者の多様なニーズに対応する。 | | 長寿社会課 |
| | | | | | 86 | ・特別障害者手当等給付 ・在宅重度障害者家族介護慰労手当 | ・在宅の重度障がい者(児)やその家族に対して、介護・経済負担を軽減するための手当を給付する。 | ・在宅の重度障がい者(児)やその家族に対して、介護・経済負担を軽減するための手当を給付した。 | | ・在宅の重度障がい者(児)やその家族に対して、介護・経済負担を軽減するための手当を給付する。 | | 福祉課 |
| | | | 3(1)③-2 | 介護予防事業及び介護支援の推進 | 87 | ・補装具給付 ・重度障害者日常生活用具給付 | ・本人の日常生活や社会参加を促進するため、補装具や日常生活用具を給付する。 | ・本人の日常生活や社会参加を促進するため、補装具や日常生活用具を給付した。 | | ・本人の日常生活や社会参加を促進するため、補装具や日常生活用具を給付する。 | | 福祉課 |
| | | | | | 88 | 一般介護予防事業 | ・介護予防活動の推進のために、週1回以上いきいき百歳体操を実施する住民主体の通いの場の設立の支援を行う。 | ・介護予防活動の推進のための支援を行った。 週イチ倶楽部応援事業:8団体12回 144人 週イチ倶楽部サポーター養成・フォローアップ研修会:4回98人 いきいき百歳体操体験会:8回 141人 | | ・介護予防活動の推進のための支援を行う。 週イチ倶楽部応援事業の実施 週イチ倶楽部サポーター養成・フォローアップ研修会の開催 | | 健康づくり課 |
| | | | | | 89 | ・在宅寝たきり高齢者等介護手当支給事業 ・家族介護用品支給事業 ・高齢者・障がい者にやさしい住まいづくり事業 | ・高齢者等を介護している家族の多様なニーズに対応するため、各種福祉サービス事業を実施する。 | ・要介護4・5の状態にある高齢者と同居し、常時介護を行っている介護者に対して介護手当を支給することで介護者の負担軽減を図った。 R7.3.31時点対象者 144人 ・要介護4・5の状態にある高齢者と同居し、常時介護を行っている市民税非課税世帯の介護者に対しておむつ等の介護用品を支給することで介護者の負担軽減を図った。 R7.3.31時点対象者 48人 ・身体に障がいのある方や要介護等と認定された高齢者が、支障なく在宅生活をおくるために必要な住宅改修工事費用の一部を補助した。 補助金交付対象者 13人 | | ・高齢者等を介護している家族の多様なニーズに対応するため、各種福祉サービス事業を実施する。 在宅寝たきり高齢者等介護手当支給事業の実施 家族介護用品支給事業の実施 高齢者・障がい者にやさしい住まいづくり事業の実施 | | 長寿社会課 |

| 基本目標 | 施策の方向 | 具体的施策(大区分) | No. | 具体的施策 | No. | 事業名 | 事業の概要 | 令和6年度事業実績 | R6新規・拡充 | 令和7年度事業計画 | R7新規・拡充 | 主管課 | | |
|------|-------|-------------------|---------------------|----------------------------|----------------|--|---|---|---|--|--|--|--------|--------|
| | | ④仕事と生活の調和の啓発と促進 | 3(1)④-1 | 仕事と生活の調和の実現に向けた各種講座等の開催 | 90 | 市民向け事業、出前講座(再掲) | — | 1(1)②-2(再掲) | | 1(1)②-2(再掲) | | いきがいつくり課 | | |
| | | | | | 91 | 女性活躍推進セミナー実施等事業(再掲) | — | 2(2)④-1(再掲) | | 2(2)④-1(再掲) | 商政・労政課 | | | |
| | | | 3(1)④-2 | 一関市特定事業主行動計画の推進 | 92 | 一関市特定事業主行動計画の推進 | ・「子育て応援ガイド」による各種制度の周知を行う。 ・相談窓口の設置を行う。 | ・職員課内への相談窓口の設置するとともに、妊娠・出産・育児・介護と仕事の両立に関するハンドブックを作成し、内部情報システムに掲載して職員に周知した。 | | ・職員課内への相談窓口の設置するとともに、妊娠・出産・育児・介護と仕事の両立に関するハンドブックを作成し、内部情報システムに掲載して職員に周知する。 | | 職員課 | | |
| | | | 3(1)④-3 | ひとり親世帯の自立促進に向けた事業及び支援の実施 | 93 | 放課後児童クラブ使用料の減免 | ・放課後児童クラブを利用する児童の保護者のうちひとり親家庭に対し使用料を5割減額する。 ・ひとり親が看護師や保育士などの資格取得のために1年以上専門学校などで修業する場合に給付金を支給する。 | ・ひとり親家庭の放課後児童クラブ使用料を5割減免した。 | | ・放課後児童クラブを利用する児童の保護者のうちひとり親家庭に対し使用料を5割減免する。 | | 児童保育課 | | |
| | | 94 | | | 高等職業訓練促進給付金等事業 | ・対象となる資格取得のため修業した対象者に給付金を支給した。 なお、令和6年度より養成期間を1年以上から6か月以上に拡大した。 | ・ひとり親が看護師や保育士などの資格取得のために6か月以上専門学校などで修業する場合に給付金を支給する。 | 拡充 | ・ひとり親が看護師や保育士などの資格取得のために6か月以上専門学校などで修業する場合に給付金を支給する。 | | (R6まで)こども家庭課 (R7から)児童保育課 | | | |
| | | ⑤人生を豊かにするための健康づくり | 3(1)⑤-1 | ライフステージに応じた健康検査、相談、訪問指導の実施 | 健康教育 | 95 | ・女性特有の病気の予防、早期発見のための健康教育を実施する。 ・ライフステージに応じた健康づくりの支援を行う。 ・健康づくりに関する正しい知識の普及や健康教育を実施し、健康づくりの取組を支援する。 | ・健康づくりに関する知識の普及や啓発のため、医師、歯科医師等による健康教育を実施した。その他、食生活改善推進員による食生活改善普及講習会を実施した。 医師講演会:6回 488人 歯科医師講演会:6回 255人 薬剤師講演会:6回 133人 歯科衛生士講演会:6回 148人 乳がん自己触診法教室:2回 33人 地区健康教室:265回 3,317人 食生活改善推進普及講習会:一関31回454人、花泉29回1,168人、大東47回778人、千厩34回1,028人、東山24回331人、室根13回557人、川崎26回357人、藤沢29回836人 | | ・健康づくりに関する知識の普及や啓発のため、医師、歯科医師等による健康教育や食生活改善推進員による食生活改善普及講習会を実施する。 医師、歯科医師、薬剤師等による講演会 プレスト・アウェアネス(乳房を意識する生活習慣)教室(花泉、東山) 地区健康教室 地区要請健康教室等 食生活改善普及講習会 | | 健康づくり課 | | |
| | | | | | | 96 | 健康相談 | ・性的マイノリティを含めた心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行う。 ・思春期、妊娠、出産、更年期、高齢期等ライフステージに応じた健康に関する相談に保健師等が応じる。 | ・公認心理師による市民のこころの健康相談を実施した。また、随時、心身の健康に関する相談に保健師が応じ、必要な保健指導や助言を行った。 所内相談・電話相談・家庭訪問:延1,025人 地区健康相談:延1,662人 公認心理師による市民のこころの健康相談:50回68人 | | ・公認心理師による市民のこころの健康相談や心身の健康に関する相談に保健師が応じ、必要な保健指導や助言を行う。 所内相談・地区健康相談(随時) 市民のこころの健康相談等(50回/年) | | | |
| | | | | | | 97 | 各種健康診査事業 | ・各種健康診査事業を実施し病気の早期発見、早期治療を促し、病気の重症化を予防するため各種成人検診を実施する。 【実施内容】 循環器系健診(基本健診、特定健診、後期高齢者の健診)、各種がん検診、肝炎ウイルス検診、結核健診、成人歯科健診等 | ・がんの早期発見、早期治療を目的にがん検診を実施した。 胃がん検診:8,716人、大腸がん検診:13,584人、肺がん検診:13,141人、乳がん検診:3,472人、子宮がん検診:4,780人 ・その他、生活習慣病の予防や重症化予防、その他疾病予防を目的に、循環器系健診や歯科健診等を実施した。 | | ・各種健康診査事業を実施し病気の早期発見、早期治療を促し、病気の重症化を予防するため各種成人検診を実施する。 循環器系健診(基本健診、特定健診、後期高齢者の健診) 各種がん検診(胃・子宮・肺・乳・大腸がん検診) 肝炎ウイルス検診、結核健診、成人歯科健診等 | | | |
| | | | | | | 98 | 特定保健指導 | ・特定保健指導を実施する。 | ・特定健診の結果、特定保健指導の対象となった人に対し、生活習慣の改善に向けて特定保健指導を実施した。 特定保健指導実施者 131人(R5法定報告人数) | | ・特定健診の結果により特定保健指導の対象となった方へ特定保健指導を実施する。 | | | |
| | | | | | 3(1)⑤-2 | こころ身体健康関連相談体制の充実 | 99 | ・こころの健康づくり講演会、保健師による健康教育、広報等掲載、相談窓口の周知、メンタルチェックシステム「こころの体温計」等普及啓発を行う。 ・公認心理師による「市民のこころの健康相談」等相談業務を行う。 ・ゲートキーパー養成講座、傾聴ボランティア等の支援を行う ・保健師・看護師等による家庭訪問、相談を行う。 ・普及啓発事業・相談事業・人材育成・ハイリスク者支援 | ・こころの健康づくりに関する啓発のため、こころの健康づくり講演会を開催した。また、相談しやすい環境づくりの一環として、公認心理師によるこころの健康相談やゲートキーパー養成講座等を実施した。 こころの健康づくり講演会:2回(花泉・千厩)114人 公認心理師による市民のこころの健康相談:50回 68人 ゲートキーパー養成講座:20回 878人 傾聴ボランティア支援講座:1回 10人 保健師等による所内相談・電話相談等:延2,341人(概数) うつスクリーニング(こころの健康チェック):3,130人 | | ・こころの健康づくりに関する啓発や相談しやすい環境づくりに取り組む。 こころの健康づくり講演会(一関・東山) 公認心理師による市民のこころの健康相談50回 ゲートキーパー養成講座 受講者数500人 傾聴ボランティア養成支援講座 1回 保健師等による相談対応 随時 うつスクリーニング 随時 | | 健康づくり課 | |
| | | | | | 3(1)⑤-3 | 妊娠・出産・育児など女性に関する健康支援の実施 | 100 | 母子健康相談 | ・妊娠、出産、育児に関する相談に応じ、必要な指導及び助言を行う。 | ・妊娠・出産・育児に関する不安の軽減や安心して子育てができるよう、きめ細やかな支援を行った。 ・母子健康相談(随時)、乳幼児等家庭訪問(随時)、妊産婦健康診査、妊婦歯科健診、各種教室(離乳食教室:年10回、幼児教室:年6回)、乳幼児健康診査(1か月児健診、3~4か月児健診、6か月児健診、9~10か月児相談、1歳児健診、1歳6か月児健診、2歳6か月児歯科健診、3歳児健診、6歳臼歯保護健診)、発達支援相談、発達支援教室、産後支援・育児支援サポーター派遣(随時)、産後ケア、不妊治療費助成を実施した。 | | ・妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な指導及び助言を行う。 ・不妊治療費助成事業を実施する。 | | こども家庭課 |
| | | | | | | | 101 | 女性用品の配布 | ・生活に困窮する女性などを支援するため、女性用品(生理用品)を配布する。 | ・窓口やこども家庭支援員等の家庭訪問時に女性用品を配布した。 配布件数 24件 | | ・窓口やこども家庭支援員等の家庭訪問時に女性用品を配布する。 | | こども家庭課 |
| | | 3(1)⑤-4 | 高齢者などの社会活動参加への支援の充実 | 102 | 一般介護予防事業(再掲) | — | 3(1)③-2(再掲) | | 3(1)③-2(再掲) | | 健康づくり課 | | | |
| | | | | 103 | 介護予防事業 | ・高齢者が自立した生活を継続することができるよう、介護予防・日常生活支援総合事業における多様な主体によるサービス(住民主体によるサービス、短期集中型サービス等)を推進する。 | ・保健師等の専門職を地区の集会等へ派遣するなどにより、介護予防の普及と啓発を図った。元気いきいき教室等を開催し、介護予防活動を行った。 ・住民主体の介護予防活動が推進されるよう、レクリエーション研修会を実施した。 | | ・保健師等の専門職を地区の集会等へ派遣し、必要な指導及び助言を行う。 ・住民主体の介護予防活動が推進されるよう、レクリエーション研修会を実施する。 | | 長寿社会課 | | | |

| 基本目標 | 施策の方向 | 具体的施策(大区分) | No. | 具体的施策 | No. | 事業名 | 事業の概要 | 令和6年度事業実績 | R6新規・拡充 | 令和7年度事業計画 | R7新規・拡充 | 主管課 | | |
|----------------------|-----------------|---------------------------|---------------------|--------------------------------|----------------------------------|--|---|--|--|---|-----------|--|--|-------|
| 3-② DVやハラスメントをなくす | ①暴力をなくすための教育の充実 | 3(2)①-1 | 3(2) | 学校における人権、男女共同参画などに関する教育の推進(再掲) | 104 | 学校教育における指導(再掲) | — | 2(1)④-1(再掲) | | 2(1)④-1(再掲) | | 学校教育課 | | |
| | | | 105 | 家庭児童相談 | ・家庭児童相談員を5人配置し、児童虐待等に係る相談対応等を行う。 | ・子ども家庭支援員を7人(うち3人は兼務)配置し、児童虐待等に係る相談対応を行った。 | | 子ども家庭課 | | | | | | |
| | | 3(2)①-2 | 3(2) | 高等学校などにおける男女共同参画出前講座の実施(再掲) | 106 | 市民向け事業、出前講座(再掲) | — | 1(1)②-3(再掲) | | 1(1)②-2(再掲) 1(1)②-3(再掲) | | いきがいきづくり課 | | |
| | | | 107 | 市民向け事業、出前講座(再掲) | — | 1(1)②-3(再掲) | | いきがいきづくり課 | | | | | | |
| | | ②DVやハラスメント根絶に関する啓発 | 3(2)②-1 | DV・デートDV等の根絶や防止に向けた各種講座、研修会の実施 | 108 | 婦人相談 | ・婦人相談員を2人配置し、DV等被害相談者に対し助言等を行う。 | ・女性相談支援員を2人配置し、DV等被害相談者に対しての助言ほか、それらに関連する相談に対応した。 | | ・女性相談支援員を2人配置し、DV等被害相談者に対し助言等を行う。 | | 子ども家庭課 | | |
| | | | | | 109 | 民生委員・児童委員の設置 | ・民生委員に対し、研修会等でDV防止に関する啓発や情報提供を行う。 | ・毎月開催される民生委員児童委員協議会に職員が出席し、DV被害などについて情報共有した。 | | ・毎月開催される民生委員児童委員協議会に職員が出席し、DVについて情報を共有する。 | | 長寿社会課 | | |
| | | | | | 110 | 各種イベントでの女性相談会の開催 | 各種イベントで女性相談会を開催する。 | ・イチコレ(いちのせきモデルコレクション)において、女性のスペースミモザの出張サロンを開催し、各種相談に対応した。相談件数 2件 | 新規 | 実施予定なし | | いきがいきづくり課 | | |
| | | | | | 111 | 教育相談事業 | ・教育相談員が各小中学校へ定期訪問し相談に応じる。 ・一関市子ども悩みごと相談電話を市内3か所に設置し、随時相談に応じる。 ・一関市生徒指導推進連絡協議会を通じた体制整備に関する啓発及び共通理解を行う。 | ・教育相談員が各小中学校へ定期訪問し相談に応じる。 ・一関市子ども悩みごと相談電話を市内2か所に設置し、随時相談に応じた。 ・一関市生徒指導推進連絡協議会を通じた体制整備に関する啓発及び共通理解を行った。 | | ・教育相談員が各小中学校へ定期訪問し相談に応じる。 ・一関市子ども悩みごと相談電話を市内2か所に設置し、随時相談に応じる。 ・一関市生徒指導推進連絡協議会を通じた体制整備に関する啓発及び共通理解を行う。 | | 学校教育課 | | |
| | | 3(2)②-3 | 職場などでのハラスメント防止の普及啓発 | 112 | 職員研修事業 | ・職員に対するハラスメント研修の実施する。 | ・コンプライアンス研修(動画研修)にハラスメントの内容を盛り込み実施した。 | | ・ハラスメント研修を実施する。 | | 職員課 | | | |
| | | | | 113 | リーフレットの配布等 | ・DV等あらゆる暴力の根絶に向けたリーフレットの配布などを行う。 | ・各機関から提供を受けたリーフレット等を公共施設に配架した。 | | ・リーフレット等を公共施設に配架する。 | | いきがいきづくり課 | | | |
| | | ③DVやハラスメント被害者等に関わる相談体制の強化 | 3(2)③-1 | DVや職場などでのハラスメント等に対する相談体制の強化 | 114 | 犯罪被害者等に対する総合的対応窓口 | ・DVなど犯罪被害者の身近な窓口を設置する。 | ・市役所窓口で相談できる体制を整えていたが、被害の相談はなかった。 | | ・犯罪被害相談などにおいて必要な情報の提供に努める。 | | 生活環境課 | | |
| | | | | | 3(2)③-2 | 関係機関や地域住民との連携強化及び連絡組織の設置 | 115 | 教育相談事業(再掲) | — | 3(2)②-2(再掲) | | 3(2)②-2(再掲) | | 学校教育課 |
| | | | | | | | 116 | 住民基本台帳事務における支援措置 | ・DV等の被害者を保護するため、住民基本台帳の閲覧を制限すること及び住民票の写しや戸籍の附票の写しの交付を制限する。 | ・DV等の被害者を保護するため、住民基本台帳事務における支援措置(住民基本台帳の閲覧を制限すること及び住民票の写しや戸籍の附票の写しの交付を制限すること)を実施した。 | | ・DV等の被害者を保護するため、住民基本台帳の閲覧を制限すること及び住民票の写しや戸籍の附票の写しの交付を制限する。 | | 市民課 |
| | | | | | | | 117 | 市営住宅への優先的な入居支援 | ・DV被害者で、優先入居の支援が必要な人の情報について、関係機関との連携を図る。 | ・DV被害者で、優先入居の支援が必要な人の情報について、関係機関との連携を図った。(通年) | | ・DV被害者で、優先入居の支援が必要な人の情報について、関係機関との連携を図る。(通年) | | 都市整備課 |
| 118 | 婦人相談(再掲) | — | 3(2)②-1(再掲) | | 3(2)②-1(再掲) | | 子ども家庭課 | | | | | | | |